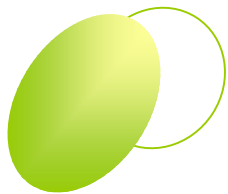
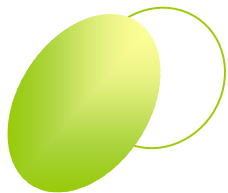
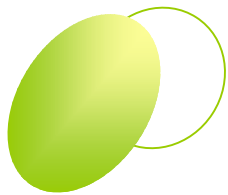


行財政改革プラン

平成17～19年度



概要版



八王子市
平成17年5月

新たな行財政改革のめざす方向

1 本計画のめざすもの

ゆめおりプランの施策に対応した“しくみ”改革の実現

16年度までの行財政改革大綱「しくみと意識のステップアップ作戦」で示した本市の行財政改革の基本理念である、

『市のまちづくりビジョンを達成し、市民福祉の向上を図るための“しくみ”と“財政基盤”づくり』を継承し、『八王子ゆめおりプラン』（基本構想・基本計画）で掲げたまちづくりビジョンを実現するための“しくみづくり”を推進します。

行政評価の結果を全ての行財政運営に反映

15年度から本格実施している行政評価は、「各施策に設定した目標の達成により、施策を構成する事業や重点配分が適切であるか判断し、事業を見直すこと」を果たしました。

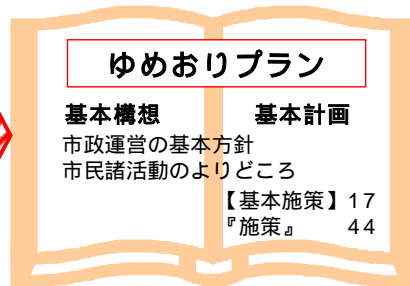
さらに、行政評価は、

『事業の見直しだけでなく、人材・組織・施設・情報の見直し』

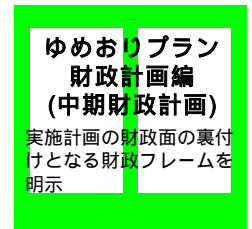
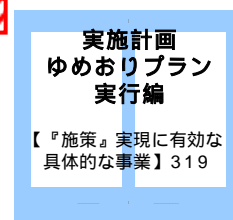
をも目指すものです。そこで、全ての行財政運営において「計画・実施・評価・見直し（改善）」のPDCAサイクルの構築を図ります。

<ゆめおりプラン関連計画関係図>

ゆめおりプランを実現するための制度改革を明示



ゆめおりプランを実現するための具体的な事務事業を明示



2 これからの自治体経営改革

(1) 地域経営改革

公共サービスには、行政組織（市役所）が提供するものと、市民が公益的な活動として提供するものがあります。しかし、これらの境界線（行政と市民の役割分担）は明確ではありません。現在市役所が主体となって提供している公共サービスの中には、市民（企業を含む）が主体となって提供することが相応しいサービス（公益的な活動）が含まれています。

このような状況を踏まえたうえで、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、地域が有する人材や施設など経営資源を最も有効に活用して公共サービスの質を向上させ、地域の価値を高める視点から、地域経営改革に取り組みます。

(2) 行政経営改革

行政組織内部の改革は、「しくみと意識のステップアップ作戦」から「情報の共有化」「効率的・効果的な行政運営」「予算改革」「人事・給与改革」「組織の再編」を継承し、経営資源をベースにした『人材・組織』『施設』『財政』『情報』の4つのマネジメントシステムとして充実・再構築します。

< 施策を横断した取組 >

人材・組織マネジメント

	取組項目	取組内容
人1	雇用ポートフォリオの推進と任用方針・基準の明確化	業務分析の具体化による適用範囲の拡大及び任用基準の明確化
人2	部長への人事権移譲	組織力を高めるため、業務に精通した部長に部内の人事権を移譲
人3	機動的組織の確立	施策そのものが横断的な取組みを要するものや年度により繁閑のある業務に対して部を横断して応援する体制の確立
人4	審議会のあり方検討	審議会や検討会などが、設置時からの時の経過や環境の変化により、その役割を終えていないか検討

施設マネジメント

	取組項目	取組内容
施1	指定管理者制度の導入	現在直営で維持管理している施設を含め、原則として施設に指定管理者制度の導入を検討
施2	施設マネジメントプランの策定	施設白書に基づく行動計画を基礎とした計画の策定
施3	施設評価の実施	行政評価のうち、施設に関する評価は、施設マネジメントプランの行動計画に基づき評価
施4	(仮称)庁舎適正活用計画の策定と活用検討会の設置	実施計画、定員適正化計画と連動した中期的な視点の活用計画の策定と常設の検討会設置

財政マネジメント

	取組項目	取組内容
財1	計画主導型事業別予算の実行	実施計画策定段階で、職員費も含めた総事業費を施策別に明確にした中で事業の優先順位付けを実施
財2	施策別予算体系の明確化	行政評価と決算関連資料(主要な施策の成果・事務報告書)・予算の概要との連携
財3	地方債協議制度移行に向けた新たな財務情報発信の確立	多様な分析に基づき投資の判断に必要な情報を提供するなど、新たな財政情報を発信

情報マネジメント

	取組項目	取組内容
情1	情報を統括する体制の整備	情報を総合的に収集し、活用促進させる体制の整備
情2	電子自治体白書と「e-City八王子計画」(改訂版)の策定	これまでのIT推進の取組をまとめた白書とそれを反映した「e-City八王子計画」(改訂版)を策定
情3	大学と連携した情報収集のしくみづくり	大学の研究室独自に収集している八王子に関するデータを共同で有効活用できるしくみの構築
情4	有効なデータを活用するしくみづくり	組織目標の設定・達成に有効なデータを活用するプロセスを構築

施策別取組

取組	取組項目	取組内容
< 地域経営改革 >		1 新しい時代にふさわしい
01 市民自治の推進		
1	市民自治のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加や協働など市民自治を推進するためのしくみを学識経験者を含む市民会議及び庁内で検討 ・市民参加や協働など市民自治を推進するための条例などの制定及び施行
02 市民と行政との協働		
3	参加・協働の推進に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意見を集約し、施策への反映や実行の主体となる地域の協議会の検討 ・拠点的な事務所には、市民が協働を進めるための場の確保 ・地区会館の地元移管 ・市民集会所の役割の検証 ・市民集会所条例の改正 ・市民企画事業の促進
03 地方主権の確立		
5	分権時代にふさわしい自主施策の展開によるオンリーワンのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所政令市への移行協議 ・中核市移行に向けた具体的な検討 ・市民を交えた構造改革特区・地域再生計画の策定、活用及び展開 ・都市政策研究会議の体制強化
04 説明責任の着実な実行		
7	開かれた市政の推進に向けた広聴と広報の連携拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・政策課題の提起や、政策立案過程での情報発信による提案型広報紙の拡充 ・市民から寄せられた提案や意見の評価・分析の充実 ・情報の内容や量・スピードなどを整理し、速報性のあるホームページや客観性の高いメディアを活用したパブリシティ活動など、広報媒体の特徴に応じた情報の発信（戦略的広報活動の展開）
05 市民サービスの向上		
9	地域における行政サービスの再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点的な事務所において地域コミュニティ支援機能、福祉、子育てなどの相談機能を充実 ・拠点的な事務所の設置場所を「八王子ゆめおりプラン」で示した地域拠点を基本に検討 ・交通至便の場所での日常に必要な届出ができるミニ市役所設置の検討
06 計画的都市経営		
11	行政計画の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価とも連動した行政計画の簡素な進行管理のしくみづくり ・行政計画の推進状況公表の制度化
07 効果・効率的行政運営		
13	最少の経費で最大の効果をあげるための行政サービスの提供方法の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を含めた民営化の推進 ・職務内容(単純・複雑、定型・非定型、非専門・専門)に応じて、職員、再任用短時間勤務職員、嘱託員、臨時職員などの多様な雇用形態による職員の配置
08 持続可能な財政運営		
15	市民視点の財産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産を特定の者が利用している場合、利用者へ買取を請求 ・普通財産のうち、遊休地については、主に一般競争入札により売却 ・市の土地利用について、市民の意見が取り入れられるしくみを検討
09 人材の育成と活用		
17	人事白書と人材育成実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・人事白書の作成、分析により、これまでの制度の検証 ・年度ごとの取組をより具体的に示した実施計画と研修基本方針の策定
< 地域経営改革 >		2 一人ひとりが大切にされ
10 人とひととの支え合い		
19	市民参加で行う男女共同参画施策推進のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各課題に目標値を設定 ・事業担当部署が自己評価を行うための基準策定 ・市民委員などにより構成される「男女共同参画施策推進委員会」で評価

取組	取組項目	取組内容
----	------	------

創意にみちた協働のまち

< 行政経営改革 >

2	地域ファンドの研究	市民活動団体に資金支援を行うしくみとして、「(仮称)地域ファンド」の研究
4-1	ミニ市場公募債の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型ミニ市場公募債を本市の資金調達的手段として位置付け ・市民生活に関わりの深い事業を中心に選定 ・継続的な発行を目指した制度構築
4-2	市民活動団体の課題を共有するしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市と町会・自治会や市民活動団体が協働する際に生じた問題点の明確化 ・問題が生じた原因の分析と庁内で課題を共有する方法の検討
6-1	企画調整担当の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整担当主幹の職務の明確化と専任化推進 ・委員会事務局を含む全ての部署に企画調整機能を整備
6-2	既存データの有効活用に向けた収集データの一元化	統計データの有効活用と基本的なデータの一元管理及び分析のため、市政資料室と統計担当の再編
8	重点施策を積極的に発信するしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策について各部単位で説明する機会の充実 ・情報発信の機会を増やすための市長の「メールマガジン」発行
10-1	柔軟な窓口体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁から事務所に職員を派遣できる体制の構築 ・地域特有の市民サービスが推進できる体制の構築
10-2	効率的で安全な電子自治体の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理システムに要する経費について、管理運用のアウトソーシングなどにより、人件費・委託料を大幅に削減 ・情報セキュリティ基本方針、対策基準及び各部の実施手順を有効に機能させるため、運用実態の検証結果に基づくセキュリティ監査の拡充
12	政策選択基準の明確化	新規事業採択の基準を明確化、ルール化
14	業務の繁閑に柔軟に対応する体制づくり	年度により必要な人員数にバラツキがある統計法に基づく調査は固定職員とせず、各部からの応援体制を強化することで柔軟な対応を実施
16-1	企業会計の利点を応用した公会計制度の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度までに第3回市議会定例会期中(9月)で決算を認定 ・未執行予算の一部の用途を翌年度に事業部門が決定できる「予算メリットシステム」など、単年度予算主義の弊害を法の範囲内で克服するしくみの研究
16-2	統計資料としての税情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報を統計資料として加工・編集できるシステムの導入により、税のデータから企業進出の地域別傾向の資料や地域別地価の動向、中心市街地と周辺地域との地価の比較など活用目的に合わせた資料作成 ・税情報を分析し、経済指標などの統計資料として加工・編集できる能力を持った人材の配置・育成
18	職員互助会の位置付けの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市職員互助会の条例化 ・会費と交付金の負担割合1:1

共助で築くふれあいのまち

< 行政経営改革 >

20	社会福祉協議会のあり方の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・評価制度の導入支援 ・市民を交え、「地域福祉活動計画」改訂(17年度)に際して密接なる連携 ・経営改革案の策定支援
----	----------------	--

取組	取組項目	取組内容
11 地域での支え合い		
21	コミュニティ組織の基盤づくりの推進	・町会・自治会の活動実態把握と情報発信支援 ・地域ポータルサイトの検討
12 暮らしの相談・支援		
23	地域の相談機能の充実	地域で既に活動している、あるいは活動しようとしている生活相談を行う団体との連携も視野に入れ、相談の場を拠点的な事務所に設置
13 子どもの健全育成		
25	地域における子ども自身の育ちを支援するしくみづくり	小学生だけでなく、中・高校生の子育ちのための児童館の役割を構築
14 障害者支援		
27	障害者支援サービスの再構築	本市の基本方針策定と取組の再構築
15 高齢者支援		
29	シニア世代を支援するしくみづくり	・公共施設に配備されたインターネットパソコンを活用した交流 ・市民活動支援センターの相談機能、シニア世代への情報提供の充実
16 社会保障		
31	先進的な社会生活自立支援プログラムの導入	ハローワーク・医療機関・民間事業者・社会福祉協議会などと連携し、社会生活自立支援プログラムを策定・導入
17 健康の維持・増進		
33	健康づくりの具体的な推進	・スポーツ教室と健康講話の有機的な連携 ・スポーツ、レクリエーション関係組織による健康づくりの意識啓発
18 医療体制づくり		
35	社会の要請に応えた看護師を育成するしくみづくり	・准看護師が看護師の資格を得るための2年課程の役割は民間養成所支援に転換 ・2年過程廃止により捻出した資源の集中により地域の福祉・医療に貢献する看護師を育成
< 地域経営改革 >		
		3 だれもがいつでも多様に学び
19 学校教育の充実		
37	地域における学校の役割の検証	・家庭、地域などと連携した、地域人材の一層の活用 ・家庭、地域と学校の連携のもと、教育に関する悩みについて共有し解決していくしくみづくり ・地域活動への教員と生徒の参加促進
20 特色ある学校づくり		
39	学校評価マネジメントサイクルの確立	・家庭、地域の意向を反映し、より充実した教育をおこなうため、学校評価のあり方の検討と、学校運営へ各評価を反映するしくみづくりの早期確立 ・学力定着度調査の結果を踏まえた各学校の取組(改善策)に対する評価の実施
21 開かれた学校づくり		
41	学校施設の民間開放の検討	託児所など民間企業も含め、障害者施設や市民活動団体などへ、学校の余裕教室・設備の開放を検討
22 生涯学習の推進		
43	市民の学習活動を支援する連携体制づくり	・民間企業、大学、市民団体とネットワークの構築 ・情報交換や事業連携、施設の相互利用、人材の派遣などの連携・協力

取組	取組項目	取組内容
22	コミュニティ推進策に関する市の役割の検証	・情報共有のための人事交流 ・コミュニティ施策を軸とした横断的組織の立ち上げ
24	住宅対策に関する市の役割の検証	15年度の組織改正以降の住宅状況を考慮して、市と(財)八王子市住宅・都市整備公社との役割分担を明確化
26-1	機能拡充を目指した市立保育園の再編	・10園を地域子ども家庭支援センターと連携する市立保育園と位置付け ・その他の7園については民営化及び統合
26-2	「(仮称)子ども健全育成費」の創設	子どもに関わる領域として児童福祉費に新たな科目を設置
28	障害を軸とした支援体制の構築	医療、福祉、教育などの横断的支援体制について、ライフステージの結節点を子ども家庭部中心に補うとともに、関連した部署が連携した横断的な体制を構築
30	シルバー人材センターの改革支援	・会員増加に向けて町会・自治会や老人クラブとの連携支援 ・八王子しごと情報館との連携支援
32	介護給付適正化システムの活用	国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムにより抽出された、不正請求の疑いがある事業者に対する調査を強化
34	健康診査の充実に向けた受診者負担のルール化	・検診ニーズの把握 ・受診定員の拡大など、受診者の要望に合わせた検診の充実を図るとともに、健康診査事業の受益者負担を適正化
36	医療サービスの充実と医療費適正化に向けた連携強化	保健医療担当部署で疾病に関する統計データを収集・分析し、予防担当部署が活用できる横断的な体制の整備
豊かな文化を育むまち		<行政経営改革>
38-1	学校給食を充実する体制づくり	・官民の役割分担や費用対効果の視点を踏まえ、小学校給食調理体制の再構築 ・中学校給食実施の検証
38-2	学校の適正規模の確保と廃校施設の有効活用	・学校選択制の動向とあわせ、著しく小規模化している学校の統廃合と著しく大規模化している学校の学区調整の実施 ・山間部など統廃合が困難な小規模校についての対応の検討 ・廃校敷地の有効活用策については、全庁的な視点で検討するしくみの構築
40-1	校長がリーダーシップを発揮できるしくみづくり	・主幹候補者の配置による、経営・監督ラインの構築 ・教員の指導力や経営参画の意欲を高める人事考課制度の運用 ・校長のもつ予算権限を広げる検討
40-2	学校教育統合システムの導入	・部内及び学校間のネットワーク化 ・教育に関するデータ及び児童・生徒情報のデータベース化 ・既存の「学齢簿」システムや「学びの扉」システムと連携した学校間とのネットワークによる教育統合システムの導入
42-1	外部の人材を活用できる環境整備	教育内容、相談体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進していくための学校外部の人材の募集・配置のシステムづくり
42-2	開放に積極的な学校を評価するしくみづくり	・全校共通の学校施設開放基準や使用料徴収方法などの検討 ・使用料を施設開放している学校の防犯・設備補修費へ還元するしくみの検討 ・学校施設使用規則、学校施設使用料条例などの検討・制定
44-1	図書館と地区図書室を連携させる体制づくり	・地区図書室を、図書館の分館的施設に位置付け ・地域住民の協力要請
44-2	公民館のあり方の見直し	公民館のあり方について、廃止も含めた検討

取組	取組項目	取組内容
23 生涯スポーツの推進		
45	総合型地域スポーツクラブの定着に向けた支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となり設立運営される総合型地域スポーツクラブの普及啓発 ・設立にあたって、活動事務所や活動場所の相談、運営主体となる人材の育成などの支援体制づくり ・特定の団体による排他的な組織とならないよう、地域のだれもが運営やプログラムに参加しやすいしくみの検討
24 市民文化活動		
47	企業と連携した文化・芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が支援活動を行いやすくするため、企業の支援活動と市民団体、大学のマッチングを目的とした支援体制の検討 ・後援名義貸しの弾力化に向けて、民間企業がかかわる事業を全て企業の収益目的として判断せず、事業内容などにより判断する基準の検討 ・企業や国、都、公益法人、(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団が行う文化・芸術活動に対する支援情報の収集と支援を必要とする活動団体への情報提供
25 文化の保存・継承		
49	歴史文化を中心とした連携と協力のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・散策コースの設定や歴史文化資料の貸借による、博物館と大学、民間施設、史跡など、施設間の連携体制を構築 ・大学や市民歴史研究団体との協働のための組織化 ・市民の参加・参画の場を拡大するための人材育成や資料の収集・保管、調査研究 ・拠点施設としての博物館の整備
26 文化交流の推進		
51	国外の優秀な人材を呼び込むためのしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体や企業、大学と連携した日本語教室の拡充や多言語による生活相談の実施、留学生の住居・就職斡旋など、国際化施策の充実 ・国外の優秀な学生・技術者を呼び込むための外国人にとって魅力あるまちづくりの検討を、市内在住の外国人居住者と協働して実施
< 地域経営改革 >		
4 安全で快適に暮らせる		
27 計画的なまちづくり		
53	良好な住環境づくりへの市民参加のしくみの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくり協定や地区計画などの制定に向けた、市民の主体的な参加によるまちづくり活動に対する支援などの基本的事項を規定した「(仮称)まちづくり条例」を制定 ・「(仮称)まちづくり条例」に基づき設置される各地域の「(仮称)まちづくり協議会」への支援
28 安全で安心なまちづくり		
55	自主防災組織の拡充	町会、自治会、管理組合を基本に自主防災組織の結成と育成
29 快適でうるおいのあるまちづくり		
57	地域が公園を生み育てるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園づくりに対する裁量範囲の拡大 ・公園の規模などに応じた管理方針の作成
30 総合交通体系の確立		
59	地域住民の協力で安全な交通体系の確立	既成道路での歩行空間の確保において、地域住民の理解と協力を得やすくするため、税制面でのインセンティブが与えられるなどの制度を検討
31 道路交通網の整備		
61	地域が道路を生み育てるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認を機会に道路用地を確保するため、所有者からの土地の寄付、無償使用承諾又は管理承諾により、行政、建築主及び所有者などが協働した道路整備の推進 ・コミュニティ形成にも寄与する歩道・歩行者専用道路を重点的に道路アドプト制度を拡充
32 公共交通の充実		
63	「西は高尾」で交通の分散化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を参考にバス利用などの利便性を考えた高尾駅北口の整備 ・高尾駅北口にバスターミナルの拡充を図るとともに、バス路線、便数の増発について検討

取組	取組項目	取組内容
46-1	スポーツ振興に関する市の役割の転換	施設管理や直接的な事業実施を外部に委ね、スポーツ振興にかかわる企画・コーディネートを中心とした事務体制へ転換
46-2	ネーミングライツ（命名権）の導入	富士森公園フットサルコートや戸吹総合スポーツ施設などの新規施設におけるネーミングライツ（命名権）導入の検討
48	学園都市文化ふれあい財団の自立促進	管理職を含めた派遣職員を引き上げ、(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団の自主性・自立性を高める体制づくり
50-1	高尾山周辺の自然や歴史文化の総合的な活用	旧東京都高尾自然科学博物館の跡地について、観光産業と連携し、高尾山周辺の自然・歴史・伝統文化に関する情報の蓄積と八王子の個性を活かした効果的活用
50-2	個人・民間資本の導入による歴史文化に親しめる環境づくり	案内表示や散策コース内のベンチなどの整備に、個人や民間資本から寄贈者名やメッセージを表示した寄付を募る
52	会議・共同研究を通じた都市間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を集中確保 ・複数の市町村による研究や民間シンクタンクとの共同研究への職員参加の促進
心やすらぐまち <行政経営改革>		
54	住宅・都市整備公社の再構築	市のまちづくり事業と連携した計画的なまちづくりが進められる新組織の設立
56-1	災害時要援護者の避難所の確保	障害者を対象とした二次避難所（養護学校など）の確保と協定締結
56-2	防災情報伝達手段の充実	消防団幹部及び市職員（管理職）へのメール機能の活用による迅速確実な情報提供
58-1	八王子版「思い出ベンチ」の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のベンチや遊具などの施設整備に、個人・団体からの公園にかかわる思い出やメッセージを刻んだプレートをつけた公園施設の寄付を募る ・寄付を受けるにあたっての環境整備
58-2	下水道会計手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理整備事業の収束にあわせ、下水道事業の損益状況を明確にする企業会計について導入を検討 ・損益状況から、適正な使用料の設定と料金設定のルール化
60	自転車駐車場・保管所の確保	鉄道事業者に協力を要請し、保有している遊休地を自転車駐車場・保管所として利用
62-1	補修センター分室の設置と総合化	<ul style="list-style-type: none"> ・現場におもむくまでの時間短縮を可能とする補修センター分室の設置 ・補修センター、公園課、スポーツ振興課の土木補修作業部門を統合した総合補修センター化を検討
62-2	市道工事情報サイトの開設	市道で行われる一定期間を要する工事について、内容、期間などが一目でわかるホームページを開設
64	交通施策の分析・検証できめこまかいサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「はちバス」については、利用状況を調査し、交通量の少ないところでの乗降車の自由区間の導入や運行コースの見直し、縮小、拡大などあらゆる面から検証 ・「パーク・アンド・バスライド」については、引続きバス会社と連携し、利用者がメリットを感じられるしくみを検討

取組	取組項目	取組内容
< 地域経営改革 >		5 魅力あふれる産業で
33 体制づくりと人材育成		
65	地域産業の担い手予備軍の育成	中学生や高校生の若い世代について、教育委員会と連携して「ものづくり」や「就労」についての啓発や体験などを行い、産業振興の視点に立った人材育成のしくみを体系化
34 製造業・情報通信産業の振興		
67	さらなる産・産・学の連携	企業と大学の組織のネットワークにとどまらず、計測機器や研究開発の場の共同利用が一層推進されるしくみを構築
35 商業・流通業の活性化		
69	商業者を中心とした創意工夫のにぎわいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・TMOの機能強化に向けてのタウンマネージャーの派遣 ・創意工夫を活かした意欲的な個店の経営者をまちづくりのリーダーとして育成 ・魅力的な個店をネットワーク化し、意欲的な販売活動をするグループを差別化する支援体制の構築
36 農林業の振興		
71	市民に身近な農業のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となった農業ボランティアシステムの構築 ・だれもが農業に参加できるしくみの構築
37 観光産業の振興		
73	高尾山を中心とした観光機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)八王子観光協会の活動拠点及び高尾・陣馬ファンクラブやボランティアガイドの活動拠点ともなる複合施設として旧東京都高尾自然科学博物館の跡地を活用 ・旧東京都高尾自然科学博物館の跡地について、博物館機能を生かしながらも観光施策にも資する形で有効活用
< 地域経営改革 >		6 水とみどりを慈しむ
38 環境保全体制の確立		
75	環境学習・リサイクル推進組織の育成	リサイクル啓発や環境学習の地域展開を市民が主体となって推進する組織の育成
39 良好な生活環境の確保		
77	河川情報の周知による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットなどを利用した迅速な環境情報の提供 ・市民の協力を得ながら、啓発活動を実施
40 森林・緑地の保全・活用・創造		
79	地域の支援による私有緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、保全すべき緑地の指定面積の拡大 ・緑地保全を目的に活動する地域住民団体などの育成に努め、市民、事業者及び土地所有者が一体となって保全するしくみの構築
41 水辺環境の整備		
81	地域の景観や要望に即した国・都への働きかけの強化	計画策定時や工事の事前説明会以外に、地域の景観や地域住民の要望をくみとる機会を拡充することで、国・都への働きかけを強化
42 資源・エネルギーの有効活用		
83	家庭でできる地球温暖化対策の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・「はちおうじ省エネ国」事業の積極的なPR ・環境市民会議など市民の主体的な取組への支援
43 ごみの減量		
85	発生抑制推進事業者のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制に取り組んでいる事業者を優良事業者として市が積極的にPR ・過剰包装の回避など、ごみの発生抑制に取り組むよう市民に啓発
44 廃棄物の適正処理		
87	地域ぐるみのごみ発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員などによる地域の指導體制の構築 ・個人が編み出したごみ減量の知恵や工夫を共有することで、市全体の知恵として活かし、さらに発展させていくしくみづくり (再掲 86 ごみ減量の知恵の共有)

取組	取組項目	取組内容
にぎわう活力あるまち <行政経営改革>		
66	勤労者福祉サービスセンターのあり方の検証	会員数の増加に向けたサービスの向上策への支援
68	国や都との連携による先端技術センターの役割強化	国や東京都立産業技術研究所との役割を明確にし、市は技術支援の場の提供に努めるなど効果・効率的な支援体制を確立
70	まちの魅力を発信	<ul style="list-style-type: none"> ・マップやミニコミ紙を活用した個店や商店街からの情報発信の支援 ・新聞やテレビなどのマスメディアを積極的に活用
72-1	農業委員と連携した地域農業の振興	事業担当制での事務執行体制に加え、地域の代表である農業委員との連携のもとで、地域の実情が把握できる業務体制の導入
72-2	農村環境改善センターの位置付けの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・上川農村環境改善センターについては、農業施設としての利用のほか、市民センター的位置付けへの移行の推進 ・恩方農村環境改善センターについては、農業施設としての役割の見直し
74	観光振興に関する市の役割の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾山麓駐車場の管理とあわせ、観光に係る具体的な事業実施は(社)八王子観光協会に委任 ・観光課は観光施策の企画・立案に専念
地球環境にやさしいまち <行政経営改革>		
76	「環境学習室」の機能充実と地域拠点整備の検討	市民部事務所を見直す際に、環境市民会議をはじめとする様々な市民が利用できる地域の拠点としての整備を検討
78	大気汚染防止の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ・VOC排出量抑制のための東京都と連携した規制の強化 ・VOC排出量抑制のための事業者の自主的取組に対する情報提供などの支援
80-1	「タやけ小やけ森づくり」への支援	公益法人がタやけ小やけふれあいの里で実施している、植林ボランティアによる林業体験会「タやけ小やけ森づくり」への人的支援
80-2	緑地保全に必要な財源確保策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金を集めるためのPR方法の研究 ・国費などの導入を可能にするしくみづくり ・ミニ市場公募債の活用
82-1	水資源にかかわる組織体制・連携体制の検討	水資源にかかわる行政を総合的に推し進める体制の検討、整備
82-2	準用河川認定の推進	河川法を準用する「準用河川」の認定を国、都に対して積極的に行う
84	「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」の推進	「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」（地球温暖化対策実行計画含む）の推進
86	ごみ減量の知恵の共有	個人が編み出したごみ減量の知恵や工夫を共有することで、市全体の知恵として活かし、さらに発展させていくしくみづくり
88	環境政策充実に向けた効率的な廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・指定収集袋制等導入後の検証 ・職員が果たすべき業務の精査 ・効率的な収集・処理体制づくり

新たな行財政改革と同時に進める【財政改革“53”】と【定員適正化方針】

本プランは、2ページの関係図で示したとおり、制度(事業の進め方)の改革により「ゆめおりプラン」の実現を目指したもので、事務事業を示すことで「ゆめおりプラン」を具体化する「実施計画」とは『二本柱』と位置付けています。この「実施計画」を財政面から裏付けるため同時に策定した「中期財政計画」には、財源確保のための制度改革(財政改革)の取組と3か年の目標値ともなる職員数を示していることから、本プランに再掲しました。

1 財政改革の主な取組

(1) 歳出

- 人件費 特殊勤務手当の見直しや退職手当を再検証します。
- 公債費 引き続き、市債の新たな借り入れは、当該年度の公債費の元金分を上限とするとともに、高利率債は積極的に借換えます。
- 物件費 委託による効果と、多様な雇用形態を活用した際の直営実施とのコスト比較などを定期的に実施します。

(2) 歳入

- 市税 全庁的な納税促進体制のもと現年度分課税の収入率向上を図るとともに、滞納繰越分の縮減に努めます。
- 分担金及び負担金、使用料及び手数料
使用料について負担割合のルール化を図るとともに、負担金や手数料についても受益と負担の適正化に努めます。

2 定員適正化方針

職員数の推移

(人)

区分	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1
常勤の一般職員	3,282	3,216	3,178	3,127	2,998
再任用短時間勤務職員	66	52	70	74	75
再雇用	208	226	234	234	240
一般	233	301	289	291	296
嘱託員	441	527	523	525	536

発行日 / 平成17年5月

編集・発行 / 八王子市行政経営部行革推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 / 0426-20-7423 (直通)

FAX / 0426-27-5939

E-mail / gyoseikeiei@city.hachioji.tokyo.jp